

# 經濟論叢

第七十四卷 第六號

---

勞使協議制 Joint Consultation について……田 杉 競 (1)

明治初期のインフレーション……………眞 藤 素 一 (18)

死亡率について……………谷 山 新 良 (38)

---

[昭和二十九年十二月]

京都大學經濟學會

## 明治初期のインフレーション

——日本インフレーション史——

眞藤素一

はしがき

第一章 明治十年以前の紙幣流通状況

第二章 インフレーションの原因及びその諸現象

第三章 インフレーションに對する政府の對策

第四章 インフレーションの限界と克服

はしがき

この論文の對象は、明治十一—十四年のインフレーションである。インフレーションに關するわたし自身の論理的思索の空轉を、その歴史（それはそれぞれの時代の特種な諸條件によつて制約された現實の歴史でもある）の研究によつて避けたいという希望の下におこなつたものである。この論文においては、(一)インフレーションの本質把握を現實によつて檢證すること、(二)インフレーションの本質を明確に把握することの決定的な重要さを證明すること

とに焦點を合せつつ、インフレーション下の諸現象の究明、及びインフレーションに對する政府の對策を検討した。さらにインフレーションの政策性にも簡單に言及したつもりである。

## 第一章 明治十年以前の紙幣流通狀況

徳川封建性の崩壊後、明治政府は絶對主義政權としての自己を確立すると共に、資本の本源的蓄積の強力的遂行をその歴史的使命として發足した。明治初期の幣制は、新政權のこのような歴史的使命によつて規定されたのである。すなわちその使命の遂行には巨額の財政資金を必要とするに對し、それが調達は主として不換紙幣の發行によらなければならなかつたため、太政官札等四種の紙幣が相次いで發行され、ここに明治初期幣制の紊亂の端緒が開かれる。強力的對抗勢力をもつ幼弱な新政權によつて發行されたこれらの紙幣は、當然強制通用力を持ち得ず、太政官札の如きは政府の種々な強制策にもかかわらず正貨に對して六割餘の下落を示した。しかしながらこれは政府が絶對主義的強力的強制策を抛棄し、經濟法則に則した方策を決定することによつて間もなく殆ど解消する(五年)。さらに廢藩置縣(四年)により絶對的覇權を確立した新政權が、この權力によつて新紙幣を發行し(五年)、右の四紙幣を漸次これに統一整理する方策を立てるに至つて、ここに幣制整備の緒口が開かれてくる。かくて以後明治十年に至るまで政府紙幣は安定し、銀紙の差はこれを洋銀の市場價格についてみれば、八年(三月)の一・〇五一圓を最高として九年(六月)には一圓となつてゐる。

紙券にはこのほかに、政府紙幣の整理・資本の木源的蓄積を目的とする國立銀行條令(五年公布)に基づいて發行された正貨兌換の銀行券があつた。これは相次ぐ入超・金銀比價變動による金・銀の海外流出のため發行不能に

陥り、その流通額は九年に至るまでは極めて微々たるものであつた。<sup>3)</sup>

註(1) 二年五月の布告により、五ヶ年間にすべて正貨と交換し、期限内に交換未済のものに對しては年六分の利子を附すことを約束したのである。因みに明治五年期限が到來したが交換を實行し得ず、五年・六年の布告によつて金札引換公債證書と交換さ

せることにしたが多くは新紙幣と交換された(「紙幣整理始末報告」明治前期財政經濟史料集成第十一卷一九三頁)

(2) 「貨政考要」明治前期財政經濟史料集成第十三卷二二一—二頁

(3) 本節の敘述に關しより詳しくは拙稿「日本における金本位制の成立」(「經濟論叢」第七十三卷第六號)を参照されたい。

## 第二章 インフレーションの原因及びその諸現象

さて新紙幣は當初の發行目的——紙幣の統一より逸脱して一時の歳入不足の補填(すなわち繰替發行紙幣)・開拓使への貸付・爲替會社處分資金等に支出されて漸次増發の傾向を示し、これが來るべきインフレーションの遠因になつたのである。他方、明治九・十年には没落士族の反亂が頻發し、熊本敎神黨の亂・秋月の亂・千葉の亂等が相次ぎ、十年一月西南の役が勃發した。十一年以後のインフレーションは右のような紙幣増發傾向を遠因とし、西南の役の戰費調達を直接の原因として發生した。したがつて以下においては、右の戰費の調達がインフレの原因となるゆえんが先ず解明される。

明治九年末の國債總額は五三〇〇萬圓、さらに十年には金錄公債一七〇〇〇萬圓の發行が豫定されて居り、かかる状態においては公債の民間公募による戰費調達は不可能でありまたその餘裕もなかつた。そこで、戰費はもつぱら次のような方法によつて調達された。

(1)第十五銀行よりの借入金。この説明のためには、國立銀行條令の改正(九年)に遡る必要がある。國立銀行券

第一表 單位千円

項目	新貨幣	第一種政府紙幣	繰替發行紙幣	銀行紙幣	合計
明治					
6年	53,878	97,614		912	152,345
7年	52,566	96,556		822	149,926
8年	45,848	101,554		327	147,687
9年	47,700	105,880		1,684	155,233
10年	—	93,835	11,961	13,164	119,149
11年	—	119,800	19,613	25,139	165,697
12年	—	114,190	16,118	33,752	164,354
13年	—	108,412	16,528	84,398	159,366
14年	—	105,905	13,000	34,375	153,302

- (1) 12月末日現在、銀行紙幣のみは12月平均
- (2) 10年以降の合計は政府紙幣、銀行紙幣のみ
- (3) 紙幣整理始末報告前掲二〇四頁及び明治財政史第十二卷一四〇頁及び「貨政考要」前掲四九八～五〇四頁

の發行が著しく困難であり、その流通が微々たるものであつたことについては先に述べたが、これを條令改正の經濟的原因とすれば、政治的原因は華士族の家録處分である。すなわち政府は巨額の金録公債の發行を企圖していたが、その價格の下落による舊封建的支配階級の動搖を恐れ、彼等を資本制生産に引き入れるために條令を改正したのである。<sup>1)</sup> 改正條令によれば、公債を低當として銀行券を發行し、その兌換準備は從來の金貨を廢して政府紙幣とし

ている。<sup>2)</sup> この改正を契機として右大臣岩倉具視を中心とする華族によつて計畫されたのが第十五銀行である。時あたかも西南の役に際し戦費調達に迫られていた政府は、金録公債發行前に假證書を下附して同銀行を設立せしめ、發行紙幣總額中一五〇〇萬圓を低利(年五分)で借入れることにし、反對給付として種々の便宜を與えた。<sup>3)</sup>

(四) 堺縣上納金。これによるものは一〇萬圓である。

(五) 政府紙幣の増發。損傷紙幣の交換準備として備えていた新紙幣の中から二七〇〇萬圓を發行した。<sup>4)</sup>

かくして戦費總額は四二〇〇萬圓に達し、さらに十一年一二月に發行された繰替發行紙幣八〇〇萬圓餘があるから、合計五〇〇〇萬圓となる。このように戦

費はすべて、なんらの價值關係に基づくことなき「社會生産物にとつてはまつたぐの純需要」たる不換紙幣の發行によつて調達されたのである。當時の紙幣流通狀況は第一表の示す通りである。

註(1) 大隈大藏卿は紙幣頭に「不日金録公債證書を發行せらるべきにより、……今國立銀行條令を改正し此證書を以て銀行を創立せしむるときは、其運轉活用の道を得るを以て或は其價格低下に至るの憂なからん。然らば則ち一は以て華士族の困難を免れしめ……」と述べている(『貨政考要』前掲四六五頁)

(2) 拙稿前掲二九頁

(3) 銀行條令によれば發行額の四分の一の準備を要するのに政府貸上分に限り百分の五としたこと等々(『貨政考要』前掲四七四—六頁)

(4) 明治財政史第十二卷一一九頁

(5) 岡精保「最近の物價問題」バンキング四三頁

さて、インフレーションの研究にあつては、紙幣の流通量と貨幣の流通必要量との關係を究明することが出發點となる。そこで問題は、右のようにして權力によつて創造増發された不換紙幣は、貨幣の流通必要量に對して如何なる關係にあつたかということである。松方伯は「我が流用紙幣の適度は、明治十年の現數乃ち一億餘圓にして其以上一千萬圓を増加する毎に必ず拾錢の間差を生じたるを知れり」と述べている。インフレ發生前の紙幣流通の適度が、果して松方伯のいうように一億圓であつたか否か、この點の究明をも合せて當時の貨幣流通必要量を析出することにしよう。そのための手がかりとなるのは、本位貨と紙幣との間における打歩の有無及び物價である。

第一表によれば六十九年の通貨總額は約一億五千萬圓であり、内紙幣流通額は約一億圓である。銀(當時わが國は、實質的には銀本位國であつた)紙の差は、既述のように八一九年五錢以下であり、九年(六月)には消滅している。さらに物價についてみれば、明治六年を一〇〇として七年一〇二、八年一〇五、九年一〇一と殆ど變化してい

ない。したがつて一億五千萬圓は當時の貨幣流通必要量に適合した流通量と考へて大過ないであらうし、一億圓は松方伯の言うように「流用紙幣の適度」と思われる。

流通必要量が右の通りであつたとき、なんらの價值關係に基づくことなく發行された五千萬圓に上る不換紙幣が、すべて必要量を超えるものであつたことは容易に理解し得るところである。

註(1) 明治十七年九月松方伯の紐育領事高橋新吉氏への手紙「明治財政史」第十一卷二一六頁

(2) 溝澤直七「稿本日本金融史論」八九—九〇頁

さて通説によれば、不換紙幣の現實の流通量が貨幣の流通必要量を超え、紙幣が「減價」することをもつて直ちにインフレーションとしているが、これは正しいとは言えない。若しこの立場に立つならば、岡橋教授が明決に指摘して居られるように、先ず第一にインフレーション時における紙幣「減價」の固定性は説明できない。單なる流通手段としての紙幣の「減價」は、流通手段としての形態現定における貨幣(金)の「減價」と同じく固定性をもたないからである。しかるに物價の一般的騰貴の、相當期間にわたる存續に反映されるところの「減價」の固定性こそインフレーションの一特徴である。第二にそれはインフレーション時の物價騰貴の名目性を否定することになる。紙幣の流通量が必要量を超えた時に生ずるところの需給の不均衡にもとずく物價騰貴は、長期的には價值關係にもとずく實質的な騰貴に他ならないからである。最後にそれは「減價」自體を解消せしめ、インフレーションそのものを否定せざるを得なくなる。需給の不均衡↓商品價値の増加↓商品價値と價格との背離の解消↓貨幣金一圓||紙幣一圓↓「減價」の解消となるからである。このような通説の缺陷は、それが價格標準の問題を見失つたことに由來するのである。インフレーションの本質は、不換紙幣が必要量以上に發行されることを通じて價格標準の切下に

至る點にある。すなわち流通必要量を超える紙幣の増發→その代表する金量の減少→價格標準の事實上の切下となつて「減價」は固定し、商品價格は名目的に騰貴するのである。というのは、例えば價格標準が事實上半分に切下られると、一圓金貨と等價關係にあつた商品は紙幣二圓と交換されるようになり、より以上の紙幣の増發が起らない限り商品價格のより以上の變動をひき起す要因はどこにもなく、したがつて商品價格はこの點で安定し固定化するからである。さらにこの場合、商品價值及び貨幣價值にはなんらの變化も生じていないから、このような價格騰貴は名目的なものである。したがつてインフレーションは、「計算貨幣の機能の問題」として把握されなければならぬ。そこで以下においては、當時の價格標準の事實上經濟上の切下の檢出が問題となる。わが國はこの當時實質上銀本位國であつたから、價格標準としての機能を果す貨幣は當然銀である。明治十年において一圓銀貨は、六・五二〇五〇匁の銀を含んでいた。流通必要量一億五千萬圓に對して、價值關係に基づくことなき不換紙幣五〇〇萬圓が新たに増發されたのであるから、一圓紙幣の代表する銀量は四・八九〇三七五匁となり、價格標準は事實上二五%だけ切下られたことになる。

かくして明治十一年以降のインフレーションは、西南戰費の調達方法がその原因であつたと言わなければならぬ。以下インフレーション下の諸現象を觀察しよう。

註 (1) 飯田繁氏は「紙幣の減價」からインフレ物價を説明せんとする通説を、(1)もしこの立場に立てば紙幣は價值物となる、(2)「紙幣價值」の低下はその生産に必要な労働時間の低下を意味することになる、(3)この場合紙幣は價值尺度機能を演ずることになるとして「金の價值が低下した場合のそれと何ら區別され」なくなると批判して居られる(飯田繁「物價の理論的研究」五〇—一頁)。これは通説がインフレ物價の名目性を否定することになることを正しく指摘されたものである。

(2) 岡橋保「紙幣流通の法則と貨幣數量説」(九大經濟學研究第十八卷第三號) 参照



第二表

項目	年次		10年	11年	12年	13年	14年
	明治	10年	5.16	6.04	8.06	10.47	10.49
米價指數	東京重要	100	117	156	203	203	
米東品物	入超	100	103	114	130	186	
對國金流	金入	4,072	6,886	4,777	8,231	182	
對國金流	貨超	—	10,980	3,877	7,795	33.3	(H. 10)
銀貨對紙幣	出高	7,267	6,139	9,644	9,584	5,634	
倫敦替界比	圓の價格	1.033	1.099	1.212	1.477	1.696	
世銀	一圓銀につき	3.11.8	3.9.5	3.8.1	3.8.9	3.8.5	
	金1に對し	17.22	17.94	18.40	18.05	18.16	

明治初期のインフレーション

第七十四卷

三九〇

第六號

二五

瀧澤直七「稿本日本金融史論」一二三頁、明治財政史第十二卷一五六～七頁、紙幣整理前揚二〇五頁、「貨幣制度調査會報告」明治前期財政經濟史料集成第十二卷一九九～二〇〇頁、東洋經濟新報社「明治大正國勢總覽」一六〇頁。

明治十一年から十二年以外は、平年作を下廻つたため、需給關係を通ずる市場價格の變動なる要素が加わつたこと、及び米商會所における投機によるものと推測される。なお、米價騰貴について「明治十年地租輕減の舉あるや、農家既に此時より其生計に頗る餘裕を生じ、尋て同十一年以降米價頻りに騰貴せしを以て其收獲の半を賣却するも尙平時に超過するの利潤を得るに至り、農家の生計面目を一變せり。而して其餘裕は既れ之を外國品の

(3) 岡橋前揚参照  
(4) 拙稿前掲  
(5) この計算は次よりして行はれる。 $6,520,500 \times 150,000,000 = 978,075,000$  此れを2倍で割ると4,890,375 となる。6,520,500 - 4,890,375 = 1,630,125 となる。これを6,520,500 分で割れば25%となる。

諸價中、米價及び銀價の騰貴は最も甚だしい(第二表参照)。米價騰貴の原因は、インフレによるもの外に、

第三表

	A 地租改正の検査例	B 均米價による割合 明治七・八・九年の平均	C 一年の米價による割合 明治十年の減租及び同十	D 米價による割合 明治十一・二〇年の平均
國家	% 34	13	12	11.5
地主	% 34	55	56	56.5
小作人	% 32	32	32	32
合計	% 100	100	100	100

平野義太郎「日本資本主義社會の機構」三〇頁。

購入に供用せられたる如し」とする見解がある。すなわち米價騰貴は全農民を潤したことになるが、このような見解は誤謬である。小作人の全勞働生産物の分配比率を示す第三表によれば（同表は一反歩收穫米・小作料の絶対量が地租改正検査例のまま不變なること、及び小作人取得分はすべて飯米となることを假定

—としてゐる。従つて小作人取得率は定してゐるわけである。地主の取得分は半ばを超え、次第に増加してゐる。しかもDは十一・二十年の平均米價によるものであるが、十一年以降に於ける米價騰貴及び十五年以降の急落を考慮に入れるとき、インフレ時の地主取得率はさらに大きいと考えられる。これに反し小作人取得分は、自家消費が壓倒的であること、及び農家購入品の騰貴を考慮するとき小作人及び小自作農の家計は寧ろ悪化したと言へる。このような地主の優位は、耕地總反別中、小作地が明治六年の三一・一〇%から十六年の三六・七五%へ増加したことに現われている。かくして米價騰貴の恩恵はもつぱら地主に歸し、彼等はその餘剩購買力を輸入品の購入にあてたものと推測される。

次に銀價騰貴について松方伯は、先の引用に續いて「明治十三四年間紙幣最低下の時は發行紙幣の高は壹億七八千萬圓に上れり。而して其相場は壹圓七八拾錢の間にありし。左すれば壹億餘圓の適度に超過せし七八千萬圓の紙幣は乃ち世上通貨の影法師にして……」と述べてゐる。この見解は明治十年の流通必要量が、松方伯のいう「紙幣

流通の速度」たる一億圓と一致すれば正しい。しかしながら兩者は一致せず、後者は先に明かにしたように一億五千萬圓である。したがつて松方伯がここで述べている數學的説明は成立しない。既述のように不換紙幣の増發による價格標準の事實上の切下率は二五%であるから、それによる銀價の騰貴率は次の方法で計算できる。今一圓銀貨の含む銀量を  $a$  匁とすれば、價格標準が事實上切下られた時の一圓相當銀量は  $\frac{100-25}{100}a$  匁である。そして今やこの銀量が一圓として表示され、新しい事實上の價格標準になるのだから、 $a$  匁の銀量が何圓に相當するかは次の式によつて計算される。

$$a : \frac{100-25}{100} a = x : 1 \quad 1 = \frac{75}{100} x \quad x = 1.33^{(a)}$$

かくて價格標準の事實上の切下により従來の一圓銀貨は一・三三圓になる。第二表によれば、銀貨一圓に對する紙幣價格は十三年一・四七七圓、十四年一・六九六圓（最高は同年四月一・七九五圓）となつていて右の計算と相當しい違つているが、これは後述のインフレ中における繼續的入超のため、本位貨たる銀に對する需要が増大したこと、及び銀に對する投機によるものである。大隈大藏郷の洋銀取引所設立に關する太政大臣への上申書中にも、「百方取調候處……、重に空相場取引の致す所に有之。現今に至りては舊來洋銀に關係の商估獨り之が取引をなすのみならず、傭丁役夫等の如き壹錢の貯へなきものも亦争て之に熱中し、其取引の空額平均日に百萬弗に下らず」と述べている。さてここに注意すべきは、米價・銀價の騰貴の根本原因は、不換紙幣の増發を通ずる價格標準の切下によるものであるということである。この點を見失つたところに後述のインフレ對策の誤謬の源泉がある。

- 註 (1) 明治財政史第十二卷一五七頁。瀧澤直七氏も同じ見解である。瀧澤氏前掲一五二—一三頁  
 (2) 十五年八・七六圓、十六年六・〇八圓、十七年五・三七圓、十八年六・九〇圓（「紙幣整理」前掲二四六—七頁）

- (3) 明治財政史第十一卷二一七頁  
(4) 明治財政史第十一卷四〇六頁

次に現實の物價騰貴率は東京一般物價指數によれば、價格標準の事實上の切下率から理論的に計算された物價騰貴率（これは先の價格標準の切下による a 奴の銀量の新價格に關する計算と全く同じ計算で算出し得、騰貴率は三三%となる）とほぼ同じであることが注意されなければならない（第二表參照）。

貿易は繼續的な入超を示している（第二表）。これはインフレによる國內物價騰貴のために輸出不振に陥つたこと、及び同じくインフレによる地主階級その他の増加購買力が輸入商品に向つたことによる。

爲替相場は連年下落している（第二表）。元來、爲替取引は資本の貸付行爲であるからそこには利子が生じてくる。さらに銀行が介入するに至れば、市場利子が追加される。したがつて現實の參着爲替相場は、貸付元本十爲替利子十（その期間の）市場利子によつて決定される。この點を考慮しつつ爲替相場の下落の原因を考へてみるに、それは二つある。先ず第一は、價格標準の事實上の切下↓物價の名目的騰貴↓入超↓支拂差額の逆調によるものであつて、その決済のために爲替需要が増大してマイナスの利子が増大したことである。第二の原因は金銀比價の變動である。世界の金銀比價をみるに銀價は、ドイツの金本位制採用（明治六年）を契機として明治八年頃より下落し始めた。それは、生産費の減少を伴つた生産額の増大、及び各國の金本位制採用・銀鑄造停止等の需給關係の變化に基づくものである。このような原因による銀價の繼續的な下落は、銀貨國が金貨國に對して平價を繼續的に引下げると同じ作用を及ぼす。ところで爲替相場の一構成部分たる貸付元本は、平價のこのような引下げによつて影響をうけるから、爲替相場は下落するわけである。

第四表

項目	年次	明治	11年	12年	13年	14年
		10年				
金 利		10.5	12.0	13.0	14.0	10.1
舊公債		—	21.92	21.14	18.63	16.00
新公債		—	65.93	65.04	53.00	54.97
秩 祿 公 債		—	101.58	97.82	92.00	85.00
七 分 公 債		—	83.50	81.31	71.85	69.50
起 業 公 債		—	79.71	78.19	73.50	60.00
東 株 取 引 所		—	—	205.95	144.75	210.00
第 一 行 銀 株		107.45	118.81	199.16	159.02	157.06
東 京 商 會 所 株		—	—	331.86	217.95	121.72

明治初期のインフレーション

瀧澤直七前掲一四四頁。

次に企業活動状況をみるに、會社資本金總額は明治十年四六萬圓、十一年八九萬圓、十二年一一〇萬圓、十四年二八〇萬圓と急激に増加している。しかしながらこれらは何れも小規模<sup>3)</sup>であり、且つ商業資本的色彩が強く、多くは投機取引に従つたものと推測される。このことは會社の増加が、インフレの最も進行した十三—十四年に、最高潮に達した點に現われている。インフレが相當進行するとG—W—P—W—Gによる利潤の獲得（すなわち生産過程を経た價值増殖）よりも、より端的にG—W—Gに示される資本回轉の早い流通過程において利潤を得ようとして、

資本が大量にそこに逃避することは、インフレに  
 通有の現象である。このG—W—Gは實は商業資  
 本の運動を示すものであつて、これが極端化する  
 ともつばら投機取引によつて利潤を得ようとする  
 ようになるわけである。

次に有價證券及び利子率についてみよう。第四  
 表によれば、利子率は上り、有價證券價格は下落  
 している。西南の役を契機とする不換紙幣の増發  
 ↓價格標準の事實上の切下↓物價騰貴↓以前と同  
 一規模での商工業維持に要する名目貨幣額の増大  
 ↓銀行に對する貸付資本需要の増大↓利子率上昇。  
 さらに前述の投機取引が盛になるにつれて、その

ための資金需要が増大し、この面からも利子率が上昇したことは容易に理解し得るところである。さらに利子率と有價證券價格が正反對の方向に密接な關聯をもつて運動することは、周知の事實であるから、これ以上觸れない。

最後に賃銀の動きについて。第五表は東京の勞働者の一例を示すものであるが、これを第二表の米價騰貴の動きと比較すれば、賃銀の上昇率は甚だしく遅れ、且つ上昇率は遙かに低い。したがつて實質賃銀の下落は大巾且つ急激である。

註(1) 川合一郎「爲替相場の本質」(大阪市大經營研究第九號)參照

(2) 拙稿前掲參照

(3) 明治十四年末の一社當り資本金は僅か一萬五千圓にすぎない。(東洋經濟新報社「明治大正國勢總覽」一九八頁)。

第五表

項目	織職	物工	製女	紙工
年次				
明治10年		0.105		0.062
11年		0.156		0.060
12年		0.163		0.067
13年		0.178		0.067
14年		0.197		0.088

(1) 「貨幣制度調査會報告」

前掲三一四～五頁

(2) 日給

以下それに對する政府の對策を論ずることにしよう。

### 第三章 インフレーションに對する政府の對策

政府は大別して五つの對策を採つたが、その多くは誤つたインフレーション把握に立脚していたため失敗した。

(一) 銀の賣出。物價騰貴は常に洋銀相場の動きに遅れた。そこで「十一、十二年間は紙幣の價は下落せるに非ず、又其發行も過多なるに非ず、銀貨に對して差あるは洋銀の騰貴せるに由れるなり」との説が朝野を通じて行われた。政府はこのような認識の下に銀價騰貴の抑制を決意し、明治十二年四・五月頃より國庫中の銀貨二四〇萬圓餘を第

二國立・三井の兩銀行に託して、密かに市場に賣出させた。このため銀價は一・二四七圓（四月）より一・一〇二圓（六月）へ下落したが、賣出がやや緩慢になると（七月）再び騰貴し始めて、十三年三月には一・四三五圓になつた。そこで政府は同年四・五月頃より第一・第二・三井銀行をして銀貨六〇〇萬圓餘を再び賣出させた。そのため一・五四九圓（四月）より一・三六七圓（六月）へ下落したが、入超のため再び騰貴し始めて、九月には一・四八九圓になつた。元來この對策は、不換紙幣の増發↓價格標準の事實上の切下↓物價及び銀價騰貴なるインフレの本質を見誤り、價格標準の切下の二つの結果たる銀價の騰貴と物價騰貴とに着眼して、一方を他方の原因と考え、その矯正によつて物價騰貴を抑制せんとするものであつたため、インフレの本質にふれた對策ではあり得ず、成功する筈もなく、政府も以後この方策は拋棄した。

(二)洋銀取引所・橫濱正銀銀行の設立。さきに引用した洋銀取引所設立に關する大隈大藏卿の太政大臣への上申書は、洋銀投機の原因を「公許設立の取引所」がない點に求め、「此際至急橫濱に於て洋銀取引所一箇所設立の儀御許可相成度、然るに於ては：前條の如き空相場取引をなさしめず、隨て其天然の價格に復せしむるを得べきは：豪も疑<sup>ゆ</sup>なきところと述べている。銀價騰貴の抑制、これを目的として政府は十二年二月橫濱洋銀取引所を設立したのである。橫濱正金銀行は、「政府が銀貨の騰貴を防ぐため、實施したる重なる方略の一」として十三年二月開業した。このような對策を講じたゆえんは、政府が「洋銀の缺乏により其價格騰貴し、其價格の騰貴により銀紙の間に差價を生ずるに至るとの説を深く信<sup>ゆ</sup>じたところにある。すなわち洋銀取引所・正金銀行の設立は、先の銀の賣出と同じく政府がインフレの本質を誤認したことによる誤れる對策である。したがつてこれらは、何れもその目的たる銀價の騰貴を抑制できなかつたばかりでなく、政策自體が一貫性を持ち得なかつたのである。われわれはその例

を取引所に關する政策にみる事ができる。

(三) 銀貨取引所・株式取引所における取引の制限。十二年九月政府は東京・大阪兩株式取引所における金銀貨の取引を許し、さらに横濱洋銀取引所を横濱取引所と改稱させて、洋銀のみならず金銀貨の取引を許した。これは銀價上昇抑制のため取引所を設立した最初の趣旨に従つたものである。しかるに銀價はますます上り、十三年四月には一・五七九圓に達した。そこで政府は騰貴の原因を取引所における投機に求め、金銀貨の取引を禁止した。次いで株式取引所條令を改正し、五月金銀貨取引を再び許したが、同月中には再び其定期賣買を禁止している。さらに同年末には銀價がますます騰貴したので、政府は斷然金銀貨の取引を禁ずべしとの説が起つたが實施されなかつた。このように洋銀取引所に對する政府の對策は、常に動搖して一貫性を持ち得なかつたのであるが、それはしばしば指摘したように、政府がインフレの本質を把握し得なかつたことに由來するものである。

註(1) 「紙幣整理」前掲二二二頁

(2) 明治財政史第十二卷一五二—一三頁

(3) 明治財政史第十一卷四〇七頁

(4) 「紙幣整理」前掲二一四頁

(5) 「紙幣整理」前掲二一三頁

(6) 以上の敘述は「紙幣整理」前掲二一三—一四頁によつた。

(四) 殖産興業。以上三つの對策は、何れも銀價の抑制を通じてインフレを克服せんとするものであつたが、つぎに生産の昂揚を通じてインフレを抑制せんとした對策について見よう。おもうにこのような對策の根底には以下のような論理が横たわつてゐる。いわく、物價騰貴の原因は洋銀相場の騰貴にあり、洋銀の騰貴は正貨の缺乏に由來す



る。正貨缺乏の原因は入超にあり、入超は國內産業の不振に由來する、故に産業を興さねばならないと。政府はかかる認認の下に準備金を支出して民間に貸付け、或は官營工場を設置した。準備金總額五二〇〇萬圓中二三〇〇萬圓はこのために支出したのであるが、保護を受けた民間産業の多くは失敗し、貸付金は回収不能に陥つた。生産の上昇を通じてインフレを抑制せんとする立場は、實はインフレの本質にふれた重要な一面をもつてゐる。いうまでもなくインフレは、社會の再生産構造との連關においてとらへらるべきものであり、その限りにおいて、それは單なる流通過程の問題ではない。しかしながらこの點を餘り重視しすぎると、却つて誤謬に陥る。周知のように流通必要量は、貨幣の流通速度を一定とすれば、その社會で生産された商品の價格總額（商品價格に商品量乗じたもの）に依存する。生産の問題は、ここでは、商品量及び商品價格の背後にある商品價值の問題に還元される。したがつて私見によれば、生産の問題は、インフレの論理においては、流通必要量の問題として把握されるべきであつて、「重要な一面をもつ」と言つたのはまさにこの意味である。しかるにインフレは單なる流通必要量の問題ではなくて、價值關係に基づくとことなき紙券が增發されて、現實の流通量が必要量を超え、價格標準の事實上の低下に至るものである。この點を無視していかに生産力の上昇に努力しても、紙券の増發が停止されない限りインフレは克服できないのである。

(四)紙幣整理。明治十四年（十月）の政變前後で、政策擔當者のインフレの原因に關する基本的視點及びそれに對する對策方針には、著しい相異がみられる。政變以前の擔當者は大隈大藏卿、後には大隈參議・佐野大藏卿政變後のそれは松方大藏卿である。大隈・佐野兩氏はインフレの原因を的確に把握し得ず、入超による正貨の不足にその原因を求めているように考えられる。従つて兩氏のインフレ對策は、紙幣整理の方針もとつてはいるが確信がなく、寧ろ外

資の導入に重點をおいていたようである。すなわち大隈卿の最初の對策は、西南の役に際して發行された豫備紙幣の銷却に關する第八七號布告に依據してゐるのであるが、それによれば同紙幣の銷却は、明治十一年より二十八年間に完了することになつていて、およそインフレ對策としての觀點に立つていたものとは考えられない。彼は銀紙の差が甚だしくなるにつれて、銷却期間を八年に短縮した減債方案なるものを發表（十二年六月）した。しかしながら當時商工業者は貨幣資本の缺乏に苦しみ、資本缺乏・金利騰貴の原因を通貨の不足に求め、紙幣の増發を要望したため、大隈卿はその方針を強力に推進する自信を喪失した。次いで大隈・佐野兩氏は外債五千萬圓を募集し、これによつて紙幣を銷却しようとした（十三年初）が、遂に容れられなかつた。しかも銀價はますます上昇したため、銀の賣出を中止（十三年九月）（尙、先に述べた銀の賣出を始めとする一連の政策はすべて大隈・佐野兩氏によつて遂行されたものである）した後、酒造稅則の改正・各省經費の節減などの方策を採用したが、銀價は十四年四月最高に達した。新たに大藏卿に就任した松方伯は、インフレの原因は不換紙幣の増發にあり物價騰貴は「影法師に屬するの空價」であるとの認識の下に、紙幣の銷却に努めて遂にインフレの克服に成功した。その具體的過程は別の機會で論じたからここでは繰返さない。ただ問題は、松方伯のインフレ對策が何故成功したかにある。第一の理由は言うまでもなく、インフレの原因を的確に把握してゐたことである。しかしそれだけではない。インフレは一の政策である。松方伯の就任當時インフレ政策の矛盾が露呈して行詰り、その克服を可能にする客觀的條件が當時既に成熟しつつあつたからこそ、そための政策がとりあげられ成功し得たものと考えられる。以下この點を檢討しよう。

註(1) 明治財政史第十二卷一五二頁

(2) 明治十一年より二十五年間に半圓以下の紙幣を補助銀銅貨と交換せんとする（「貨政考要」前掲二一六頁）

- (3) 「紙幣整理」前掲二二二頁
- (4) 明治財政史第十二卷一五八頁
- (5) 「紙幣整理」前掲二一六頁
- (6) 明治財政史第十一卷二一七頁
- (7) 拙稿前掲參照

#### 第四章 インフレーションの限界と克服

明治絶對主義政府の歴史的使命は、資本の本源的蓄積—封建的生産關係の資本主義的生産關係への轉化の強力的遂行という點にあつた。資本の本源的蓄積の核心は、社會の生産手段の所有者と商品たる勞働力の所有者とへの分裂を遂行することにある。ところで、資本制生産關係への急速な移行に迫られていながら、しかも資本蓄積の低位な後進國の場合、特定の人々への生産手段の集中には、なりよりも貨幣資本の集積を必要とする。爲替會社・國立銀行の設立・國立銀行條令の改正はこの點から理解されなければならない。さて周知のように利子生み資本の運動はG—G'で示される。ここにおいては「貨幣が資本として商品」<sup>1)</sup>となり、なんらの「兩極を媒介する行程なくして」<sup>2)</sup>價值増殖—自己増殖が行われる。すなわち利子生み資本においては、貨幣資本が商品となるという點—銀行資本が貸出すものは貨幣形態における資本であるという點、および利子生み資本もそれが資本である限り價值増殖を遂げねばならないという點、この二點が特に重要である。インフレの初期においては企業利潤の増大↓生産—流通活動の増大による資本需要の増加、及び投機資金需要の増大のため貸付資本に對する需要が特に増加し、そのため金利は上昇し銀行利潤は増加する。明治九年の條令改正前と十二年とを比較すれば、國立銀行は行數において三八倍以上、資本金額において

約十倍<sup>3)</sup>に増加した理由の一斑はここにある。しかしながらインフレが進行すれば、 $G = G + g$ における $g$ （利子）の實質的價值が、金利の上昇にもかかわらず漸次下落してゆく。のみならず銀行は、自己の提供する商品たる貨幣資本そのものの絶えざる減價に脅やかされるようになる。銀行はこのような窺境に際しては、利子率の引上による貸出の制限によつて自己を防衛せざるを得ない。これは資本蓄積の低位性の故に、貨幣資本を集積して産業を育成せんとする方策の危機を意味する。ここにインフレの矛盾が露呈し、その克服が必然的に要請される理由がある。松方伯がインフレの弊害について「紙幣の増發は、貨幣の需要を増加し、加うるに當初發行的のために一時利子歩合の減少するがため各種の事業を膨脹せしめ、その半成するに及んで物價の騰貴に遭遇し、豫想外の費用を要し須臾にして借財の請求を増加し、大に利子歩合を増進し、百業隨つて萎靡し國力の退歩を來す<sup>4)</sup>」と述べているのもかかる見地から理解すべきであらう。かくて松方伯の就任當時、インフレはその限界に到達しつゝあつたものと考えられる。しからばインフレの克服を積極的に可能としたところの、當時成熟しつゝあつた客觀的狀態とは何か。

明治十年の減租及び十一年以降のインフレが地主階級に有利に作用したことは既述の通りである。このことは従來地租の面から貧農に押されて自由民權運動に加盟した地主を漸次脱落せしめるに至り、これがやがては自由黨の解體（十七年）となつて現われてくるのではなからうか。すなわち明治政府は自己の階級的基礎をインフレの中でより、強化したものと考えられる。他方、自作・小作農民はインフレによつて收奪された。次に多額の金録公債所有者（舊藩主・上層士族）は國立銀行の設立なる形で資本制生産の中へ組み入れられたのに反し、下層士族はインフレの過程で、その所有公債を安く買ひ叩かれてプロレタリアへ轉落してゆく。さらに勞働者・給料生活者の地位は悪化する。このように一方における特權的政商・銀行資本・地主と、他方におけるプロレタリアート・貧農、という

二大階級への分化が次第に明確になつてきた。このようにインフレは客觀的には、資本の本源的蓄積を推進する役割を果したのであつて、社會における二大階級の形成は來るべき産業資本の形成展開への展望を與えるものであり、先に述べた客觀的狀勢の成熟とは社會の二大階級への分裂を意味していたわけである。かくしてインフレの克服は、一方におけるインフレ政策の限界とその行詰り、他方におけるその克服を可能にする客觀的狀勢の成熟、によつて必然的に要請され可能となつたわけである。

註(1) 「資本論」第三卷上高島譯三〇〇頁

(2) 「資本論」前掲三四九頁

(3) 「貨政考要」前掲四三〇及び四八六頁

(4) 明治財政史第十一卷二二八—九頁

以上明治初期インフレーションに關して述べてきたが、次のように言うことが出來よう。インフレは、なんらの價值關係に基づきことなき紙券の發行↓その流通必要量の超過↓その代表する金量の減少↓價格標準の事實上の切下↓物價の名目的騰貴なる過程を経るところの、優れて流通過程に關聯した問題であり、計算貨幣の機能の問題として本質的には把握されなければならない。この點を誤認したことが、明治政府のインフレ對策をカリカチュエライズした根本原因である。だが、インフレは單なる貨幣問題ではなくして、さらに一の政策である點が考慮されなければならぬ。當時のインフレは、政策的には資本の本源的蓄積を推進する役割を果し、來るべき産業資本の形成發展への展望を與えたものであると言つてよいであらう。